

(資料 1)

設立許可決定書の発給、教育活動許可決定書の発給に関して、明確な定義はないが、主な内容としては以下のとおり。

(設立許可決定書の発給)

投資家が、設立を希望する教育施設に関して、その名称、目標、教育任務、教育活動範囲、授与する学位・認定書、組織管理機構、建設発展計画、教育規模、教育の質を確保するために必要な内容（インフラ・設備、教育プログラム、教員）への対応能力等について提案書を取りまとめ、所管当局から教育施設の設立を進めることの許可を得る手続き。

(教育活動許可決定書の発給)

投資家が、設立を希望する教育施設に関して、最低資本金、インフラ・設備、教育プログラム、教員に関する内容を満たし、組織体制や教材等の準備が整ったことを登録申請し、所管当局から教育活動を行うことの許可を得る手続き。

ベトナムにおける外国資本を有する教育施設に対する主な手続き、条件

教育施設の 種類	短期訓練・養成施設（外国語、 情報学、文化、技能、専門、 業務の訓練、養成センター）	幼児教育施設	普通教育施設（小学、普通基礎、 普通中学、一貫校）	大学
		※ベトナムの正規教育課程は、幼児教育、小学（5年間）、普通基礎（4年間）、普通中学（3年間）、大学の各段階からなる。なお、普通基礎は日本の中学校、普通中学は日本の高校に相当する。		
投資期間	投資登録証明書の発給日から50年を超えない期間。ただし、土地の賃借期間を超えないこと。			
必要手続き	1. 投資登録証明書の発給 2. 教育活動許可決定書の発給 及び所管当局のウェブサイト 上での公示	1. 投資登録証明書の発給 2. 設立許可決定書の発給 (発給権者：①大学⇒首相、②幼児教育・普通教育⇒省級人民委員会の委員長) 3. 教育活動許可決定書の発給及び所管当局のウェブサイト上での公示 (発給権者：①大学⇒教育訓練大臣、②短期教育・養成、幼児教育・小学・普通基礎・普通中学・一貫校⇒教育訓練局長) ※設立許可決定書の発給後、幼児教育、普通教育の場合は2年間、大学の場合は4年間、教育活動許可が得られない場合は、当該決定は無効となる。		
投資登録証明書の 発給条件	1. 所管当局が承認した教育施設ネットワークのマスタープランに適合していること。 2. ベトナム及びベトナムがメンバーとなっている国際条約の規定に従い教育分野での投資を行うこと。 3. 現行の規定に従い教育分野での投資を行うこと（国家の安寧、国防、政治及び宗教の各分野を除く）			
投資登録証明書の 審査手続き	投資登録証明書の発給機関は省級人民委員会の教育訓練局の審査意見を聴取する。		投資登録証明書の発給機関は、計画投資省に提案し、教育訓練省及び関連機関の意見を聴取・取り纏め、首相に対して投資方針の決定を提案する。	

<p>資本 に関する条件</p>	<p>1 学生あたり最低 2,000 万ドン（土地使用費用を含まない）の投資であること。総投資資本の最低額は、規模が最も大きくなると予想される時点に基づき算出すること。</p>	<p>1 幼児あたり最低 3,000 万ドン（土地使用費用を含まない）の投資であること。総投資資本の最低額は、規模が最も大きくなると予想される時点に基づき算出すること。資本規模計画はそれぞれの時点の計画規模に沿っていなければならない。</p>	<p>1 生徒あたり最低 5,000 万ドン（土地使用費用を含まない）の投資であること。総投資資本の最低額は、規模が最も大きくなると予想される時点に基づき算出すること。ただし、500 億ドンを下回ってはならない。</p>	<p>総投資資本が最低 1 兆ドン（土地使用費用を含まない）であること。投資主である外国資本を有する経済組織は投資法の規定に従い財務能力を証明しなければならない。大学の設立許可の審査の時点までに、5,000 億ドン超の投資額を実施しなければならない。</p>
<p>新規に物理的施設を建設せず単に賃借するだけの場合、又は、ベトナム側が既存の物理的施設を持って出資する場合、投資額は、上記規定の少なくとも 70%を満たすこと。</p>				
<p>施設 に関する条件</p>	<p>1. 照明、机椅子、設備、用具の面で適切な学習室があること。 2. 学習・授業に使用する面積は少なくとも 1 学生あたり最低 2.5 m²あること。 3. 取締役会、幹部、教員用の事務所、図書室、その他の機能をもった部屋があること。</p>	<p>1. 校舎は 1 ヲ所に集中し環境が良いこと。施設の建設面積は、クラス数、幼児の数を基準に確定されるが、市街地では少なくとも 1 幼児あたり 8 m²、農村部では少なくとも 1 幼児あたり 12 m²あること。 2. 面積、照明、机椅子、設備、幼児のケア及び教育の用具の面で適切な教室、寝室その他の機能室があること。 3. 面積、幼児の管理、ケア、栄養及び教育に使う設備、用具の面で適切な、学校事務所、理事室、業務管理事務室、医務室、警備員室、職員室を有すること。</p>	<p>1. 校舎は 1 ヲ所に集中し環境が良いこと。施設の建設面積は、クラス数、生徒数、地域の特性を基準に確定されるが、市街地では少なくとも 1 生徒あたり 6 m²、農村部では少なくとも 1 生徒あたり 10 m²あること。 2. 学習、授業に使用する面積は少なくとも 1 生徒当り 2.5 m²あること。 3. 学校、理事会の事務所、教員室、適切な会議室を有すること。 4. 専門学習室（普通基礎及び普通中学の場合）、図書館、机椅子、設備、教材を有し、教育訓練省の現行の規定に従った標準を満たすこと。</p>	<p>1. 校舎の建設用地の面積は、学校の発展計画において教育規模が最大となる時点において、少なくとも 1 学生あたり 25 m²あること。 2. 建物の平均面積は少なくとも 1 学生あたり 9 m²あること。そのうち、学習する場所は少なくとも 1 学生あたり 6 m²あること、学生の居住及び生活の場所の面積は少なくとも 1 学生あたり 3 m²あること。 3. 十分な数の講義室、学習室、機能室を有し、分野ごとの育成の要求及び育成の方式を満たしていること。 4. 部、課、学科、専門学部の組織構造に対応できる十分な執務室、業務管理及び理事会のエリアを有し、少なくとも 1 人あたり 8 m²の面積があること。</p>

<p>施設 に関する条件</p>		<p>4. 適切な上水・排水システム、トイレ、安全、清潔を確保する衛生設備を有し、学校での全ての生活に対応すること。</p> <p>5. 給食を実施する場合、一方向の工程に従い組織され、適切な設備、道具が揃い食品の安全衛生を確保した調理室を有すること。</p> <p>6. 園庭、学校を囲む塀を有すること、学校の名前を明記した看板を取り付けた校門を有すること。</p> <p>7. 敷地内に緑地を有し、全ての建設設計及び設備、用具、遊具が幼児に対する絶対的な安全を確保すること。</p>	<p>5. 多目的体育館、芸術教育室、情報室、障害児の教育支援室、保健室を有すること。昼を跨いで教育を行う場合は、食堂、昼休み用の部屋を有すること。</p> <p>6. 教育施設の面積に応じた適切な浄水システム、衛生所を有し、教育訓練省の現行の規定に従った標準で定める条件を満たすこと。</p> <p>7. 学校の総面積の少なくとも30%に相当する校庭、運動場、駐車場を有すること。学校を囲む塀を有すること、学校の名前を明記した看板を取り付けた校門を有すること。</p>	<p>5. 講堂、図書館、試験・実習・実践施設及びその他の物理的施設を有し、育成プログラム及び科学技術活動の要求を満たすこと。</p> <p>6. 食堂、レクリエーション、スポーツ、文化活動に資する建築物並びに幹部、教員及び学生の生活に資する医療、サービス施設を有すること。</p> <p>7. 自動車、バイク、自転車を置くための施設、家屋を有すること。</p>
	<p>外国資本を有する教育施設は、少なくとも5年間の単位で安定的な物理的施設を借りることが許可されるが、当該施設は上記の条件を満たさなければならない。</p>			

<p>教員 に関する条件</p>	<p>1. 少なくとも、担当の専門分野に適した育成部門を有する短大卒又はそれに相当する学歴を有すること。 2. 教員と学生の比率が最大で教員1人あたり学生25人であること。</p>	<p>1. 少なくとも幼稚教育の師範短期大学卒またはそれに相当する学歴。 2. 1グループ又は1クラスあたりの幼児数は最大で以下のとおり。 -03~12ヵ月：1グループあたり15人 -13~24ヵ月：1グループあたり20人 -25~36ヵ月：1グループあたり25人 -3~4歳：1クラスあたり25人 -4~5歳：1クラスあたり30人 -5~6歳：1クラスあたり35人 3. 1グループ又は1クラスあたりの教員数は以下の通り。 -03~36ヵ月の幼児：1教員あたり幼児5人 -3~6歳の幼児：1教員あたり幼児10~12人</p>	<p>1. 少なくとも師範大学又はそれに相当する学位を有すること。 2. 1クラスあたりの教員の数は少なくとも次の通り。 -小学：1.5人 -普通基礎：1.95人 -普通中学：2.25人 3. 1クラスあたりの生徒の数は、小学校で30人、普通基礎、普通中学で35人を超えないこと。</p>	<p>1. 少なくとも修士以上の学位を有し、その中で、博士以上の学位を有する教員の割合が少なくとも教員総数の50%を下回らないこと（教育訓練大臣が検討し決定する特殊な育成分野を除く）。 2. 教員と学生の比率が、英才教育の分野においては最大で教員1人あたり学生10人、科学技術分野においては同15人、人文、社会科学及び経済・経営マネジメントの分野においては25人であること。 3. 十分な数の常勤の教員を擁し、各分野の育成プログラムの量の少なくとも60%を担当すること。 4. 外国人である教員が教授を行う場合は教育分野と同じ分野の教授経験を有すること。ただし、以下5.の場合を除く。 5. 外国語が母国語の教員が外国語を教える場合は大学以上の卒業証を持ち、適切な外国語教育の証明書を有すること。</p>
<p>ベトナムの学生の受け入れに関する条件</p>	<p>規定なし</p>	<p>1. 外国の教育プログラムで学ぶベトナムの生徒の数は、当該施設で外国のプログラムを学ぶ生徒全体の50%より少ななければならない。 2. 外国の教育プログラムで学ぶベトナムの生徒は、所定の義務的内容を学ばなければならない。</p>		<p>規定なし</p>

教育プログラムに関する条件	<ol style="list-style-type: none">1. 教育の目標を実現し、国防、国家安全、公共の利益に害を与える内容を含めてはならず、布教活動や歴史の歪曲をしてはならず、ベトナムの文化、道徳、公序良俗に悪影響を与えてはならず、教育の各級間及びレベル間での連続性に関する条件を確保しなければならない。2. 外国資本を有する教育施設は、a) ベトナムの法律の規定に沿ったベトナムの教育プログラム、b) 外国の幼児教育施設、普通教育に対しては外国の教育プログラム、c) 外国の短期訓練・養成プログラム及び外国との育成連携のフレームワーク内での外国の学士、修士、博士レベルの育成プログラムを教授することができる。3. 外国資本を有する幼児教育施設、普通教育施設、大学において、ベトナムの公民である学習者に対する義務的教育・訓練内容は教育訓練大臣により定められる。
---------------	---

(備考) 政令 86 号では、外国の外交機関等による教育施設、外国の教育機関の駐在員事務所、外国の資本を有する大学の分校に関する規定についても定めているが、本資料では省略している。

(出所) 政令 86/2018/ND-CP を基に筆者作成。正確には原文を参照すること